

奈良市空き家総合窓口業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 奈良市空き家総合窓口業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、奈良市空き家総合窓口業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項・仕様書の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書・応募事業者が行う説明（プレゼンテーション）の審査
- (4) 実施事業者の選定に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、外部委員3名で組織する。

2. 外部委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 学識経験を有する者

(イ) 専門的知識を有する者

(ウ) その他市長が適当と認める者

3. 委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によってこれらを定める。
4. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2. 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
3. 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. 委員会の会議の庶務は、住宅課において処理する。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(報告)

第6条 委員長は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。